

4・4 船荷証券の電子化に関する国内法制化

船荷証券の電子化については、2021年に閣議決定された「規制改革実施計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等を受け、2021年4月から法務省は関係者・有識者による「商事法の電子化に関する研究会（座長：東京大学藤田教授）」が設置され、法制化に際した各種論点の整理等が実施された（詳細は船協海運年報2021「4・4」参照）。

2022年4月には法制審議会 商法（船荷証券等関係）部会に協議の舞台が移され、当協会は上記研究会に続き同部会にも当協会顧問弁護士事務所（弁護士法人阿部・阪田法律事務所）の池山明義弁護士を委員に推薦するとともに、法技術的な観点からの検討に備え、会員各社の顧問弁護士をはじめとした関係者協力の下、バックアップ体制を構築した。

2023年3月には同部会の議論を取り纏めた中間試案が纏められ、法務省は2023年3月31日～5月12日までの期間で同試案に関するパブリックコメントの募集を開始した。これを受け、当協会もコメントを提出（コメント概要は船協海運年報2022「4・4」を参照）、現在も同部会では、中間試案で出された内容やパブリックコメントで寄せられた意見を踏まえ、電子船荷証券記録における「支配」の概念および技術的要件、ならびに電子船荷証券記録と船荷証券の転換等、論点となる各規律案について、法務大臣への答申に向けた議論が継続している。